

第118回
定時株主総会
招集ご通知

日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時

場所 東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
水道機工株式会社 本社7階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

 水道機工株式会社

証券コード：6403

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第118回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は創業以来、人類と地球環境に欠かすことが出来ない水に関わる事業を行って参りましたが、お陰様で2024年に創業100周年を迎えることとなり、その節目に向けて昨年新たに水道機工グループの企業理念とビジョンを策定いたしました。この企業理念とビジョンには、新たな技術と製品を創造し、社会に広げることで笑顔あふれる環境を実現して社会貢献を行っていく、感謝の気持ちを忘れずに喜びと感動をお届けする、という強い思いを込めております。

当社は、生活に欠かすことの出来ない水を通じ、世の中のお役に立てるよう今後も精進して参りますので、株主の皆様にはより一層のご指導・ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長
古川 徹

2022年6月

<水道機工グループ 企業理念とビジョン>

企業理念 100年先も人と地球をつなぐ情熱で、
笑顔あふれる環境を技術と製品で創造し、
社会に貢献します。

ビジョン

- 感謝の気持ちを忘れずに、喜びと感動をお届けします
- 真面目に謙虚にひたむきに、あらゆる課題にこたえます
- パイオニア精神で、感動を共有できるプロ集団を目指します
- 地球に愛されるパートナーとして、きれいな水を追求します

株主各位

証券コード 6403
2022年6月13日

東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号

水道機工株式会社代表取締役社長 **古川 徹****第118回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大が長期化する中、罹患された方々とそのご家族に対し、謹んで心よりお見舞い申し上げますとともに、各国・地域で日夜治療に当たられている医療機関等の方々に深い感謝の意を表します。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送お願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時				
2 場 所	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号 水道機工株式会社 本社7階 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)				
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td> 1. 第118期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第118期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 </td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員を除く）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する 譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件 第7号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件 </td> </tr> </table>	報告事項	1. 第118期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第118期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員を除く）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する 譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件 第7号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件
報告事項	1. 第118期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第118期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員を除く）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する 譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件 第7号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件				
4 議決権行使についてのご案内	4ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。				

以 上

- 新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のためのお願い事項
当社では、総会会場において感染防止施策を十分に実施する予定でございますが、株主の皆様におかれましては、本年はソーシャルディスタンス確保のため、ご来場の見合わせを極力ご検討いただき、可能な限り書面（郵送）による議決権の事前行使をお願い申し上げます。ご出席を検討されている株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに「第118回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」として掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査した書類の一部であります。

当社ウェブサイト (<https://www.suiki.co.jp>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時
2022年6月29日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください)



行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化による社会・経済の変化や、資源価格高騰による企業収益や家計消費への下振れ懸念が起こる中で、安全保障上の脅威の台頭による世界的な情勢不安が国内景気にも影を落としかねない不安定な状況で推移して参りました。

当社グループの主力である上下水道水処理分野においては、政府による耐震、災害対策を基本とする国土強靱化の推進の下、水道インフラ整備においても耐震化等に基づく老朽施設更新等の投資が継続し、各発注自治体において更新予算の縮小など財政的制約がある中で水道施設の更新が進められており、一部自治体では水道施設更新・整備において、DB（設計、施工一括発注）、DBO（設計、施工、運転管理一括発注）による発注方式が採用され、事業環境に変化が見え始めております。また、民間の水処理分野においては、国内における生産活動の持ち直しの兆しはあるものの、工場設備投資において力強さに欠ける状況で推移して参りました。

当社グループでは、このような事業環境の下で、2020年度から3年間の新たな中期経営課題を策定し、直面する事業環境変化への対応として以下の主要課題を3年間にわたり実行しております。

◎水道分野において、当社の強みの豊富な納入実績をベースに、グループ一体での顧客対応体制の整備と製品開発力強化を通じた高付加価値サービスの提供の実現

◎今後上水道分野での一層の増加が見込まれるDB、DBO案件への対応強化

◎下廃水分野における販売強化による水道分野に次ぐ事業の柱の構築及び収益拡大の実現

また、2021年6月に新たに企業理念を次の通り制定し、社員1人ひとりへの浸透活動をスタートしました。

<水道機工グループ 企業理念>

「100年先も人と地球をつなぐ情熱で、笑顔あふれる環境を技術と製品で創造し、社会に貢献します。」

※次の100年先もこれまで培ってきた責任と情熱で全てのステークホルダーと向き合うことにより持続的発展を目指し、新たな技術と製品を創造し、社会に広げることで笑顔があふれる環境を実現して、社会貢献を行う決意を込めております。

当連結会計年度の業績に関し、受注高は、グループ全体で155億69百万円（前期比35.0%減）と前期比で減少となりました。主な要因として、上下水道事業において水道事業体の浄水施設改良・更新・改修等の工事受注は引き続き安定して推移しているものの、大型浄水場建設・更新等の整備計画に係る工事発注遅延による減少や、環境事業における民間工場での投資見直しによる減少等が重なり、前期比で減少しました。その結果、当連結会計年度末における受注残高は、260億38百万円（前期比21.6%減）となりました。

売上高は、グループ全体で226億62百万円（前期比10.0%減）と前期比で減少となりました。主な要因として、浄水場建設案件での出来高進捗が堅調に推移した一方で、前期末における大型下廃水案件の完工に伴う反動減や、環境事業、機器事業とも受注減少により総じて減収となり、前期比で減少しました。

損益の状況については、工事完工の減少及び事業全般での減収により売上総利益は前期比で減益となり、また、本社改装に係る修繕費の支出等に伴う販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は10億70百万円（前期比29.4%減）と前期比で減益となりました。経常利益は、関連会社への債務保証に対する損失見込み額を持分法による投資損失として計上した結果、1億63百万円（前期比89.3%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は39百万円（前期比95.1%減）となり前期比でそれぞれ減益となりました。

当連結会計年度の業績指標の状況は、次の通りであります。

	第117期 (2021年3月期)	第118期 (2022年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注高	23,959	15,569	△8,390	△35.0%
売上高	25,166	22,662	△2,504	△10.0%
営業利益	1,516	1,070	△446	△29.4%
経常利益	1,531	163	△1,368	△89.3%
親会社株主に帰属する当期純利益	807	39	△767	△95.1%

(注) 第118期より当社の連結子会社である株式会社水機テクノスの退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。そのため、第117期に係る各数値については、遡及適用後の数値となっております。

事業別の課題への取り組み概況及び業績は、次の通りであります。

[上下水道事業]

(課題への取り組み概況)

1. グループ一体での顧客対応による収益基盤の強化

グループ内において、顧客との接点の最前線であるメンテナンス窓口からの更新情報に関する共有体制の整備を図り、グループ内営業組織体制の最適化検討に着手しました。体制整備の一環としてグループ内での人的リソースの流動的な活用及び人材交流促進のための賃金・等級制度統一を実施いたしました。

2. DB案件、DBO案件への取り組みによる将来の収益機会の確立

今後増加が見込まれるDB案件、DBO案件への対応として、価格並びに技術的な競争力向上や人的リソース確保並びにM&Aを活用した生産体制の整備・強化を引き続き進め、参画体制の強化を図って参りました。

3. 下廃水分野での収益拡大

契約案件の完工実績を基に、更新期を迎える施設の探索並びに入札参加を継続することにより、受注拡大を引き続き推進して参りました。

(業績)

受注高は、浄水場における保守・メンテナンス・修繕は堅調に推移する一方で、当社納入顧客における浄水場大型更新案件の計画・発注が遅延し、143億2百万円（前期比36.0%減）となりました。売上高は、浄水場建設案件等での出来高進捗が堅調に推移したものの、前期末における大型下廃水案件の完工に伴う反動減もあり、213億4百万円（前期比8.2%減）、営業利益は11億14百万円（前期比21.3%減）となりました。

[環境事業]

(課題への取り組み概況)

Webサイトを活用した顧客開拓手法の導入や難分解性の廃水処理案件への営業展開に注力するとともに、引き続きメンテナンスを起点とした既存顧客への営業強化を行い、受注増への取り組みを進めて参りました。

(業績)

受注高は、工場向け用廃水設備の受注が減少し、6億19百万円（前期比34.1%減）となりました。売上高は、民間向けメンテナンス案件が堅調に推移しましたが、受注減少により7億22百万円（前期比42.2%減）、営業損失は51百万円（前期は営業利益60百万円）となりました。

【機器事業】

(課題への取り組み概況)

新たに上市した機能改良製品や災害時に利用する非常用浄水機の拡販を進めるとともに、生産、品質管理体制の整備に取り組んで参りました。

(業績)

受注高は、薬品注入装置や減圧弁などの浄水場向け標準製品の販売が堅調であった一方、災害対策用小型造水機の発注繰越により6億47百万円（前期比2.8%減）、売上高は6億23百万円（前期比7.5%減）、営業利益は0百万円（前期比99.0%減）となりました。

【その他の事業】

不動産賃貸等を行った結果、売上高は12百万円（前期比62.2%減）、営業利益は6百万円（前期は営業損失0百万円）となりました。

事業別受注高

	第117期 (2021年3月期)		第118期 (2022年3月期)		当連結会計年度未受注残高	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
上下水道事業	22,353	93.3	14,302	91.9	25,829	99.2
環境事業	939	3.9	619	4.0	165	0.6
機器事業	666	2.8	647	4.1	43	0.2
合 計	23,959	100.0	15,569	100.0	26,038	100.0

事業別売上高

	第117期 (2021年3月期)		第118期 (2022年3月期)		前期比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
上下水道事業	23,208	92.2	21,304	94.0	△1,904	△8.2
環境事業	1,249	5.0	722	3.2	△527	△42.2
機器事業	673	2.7	623	2.7	△50	△7.5
その他の事業	33	0.1	12	0.1	△21	△62.2
合 計	25,166	100.0	22,662	100.0	△2,504	△10.0

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

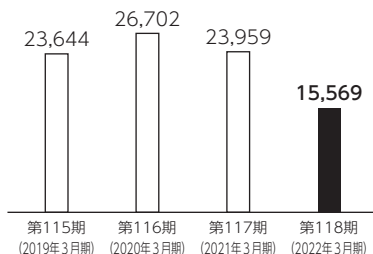
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

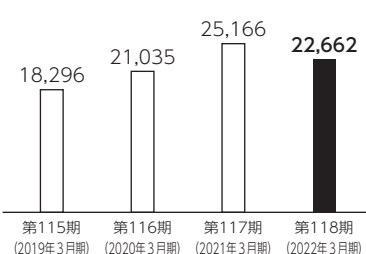
当連結会計年度において、西日本オートメーション株式会社の株式を取得し、持分法の適用範囲に含めておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

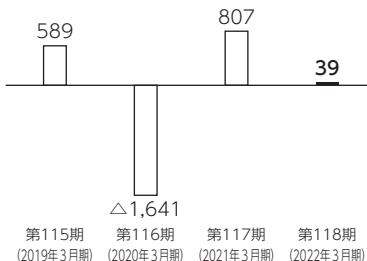
受注高 (単位：百万円)



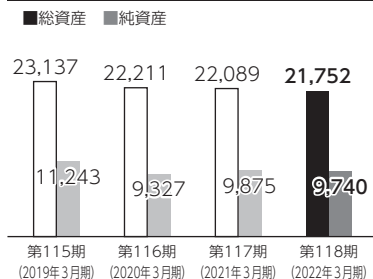
売上高 (単位：百万円)



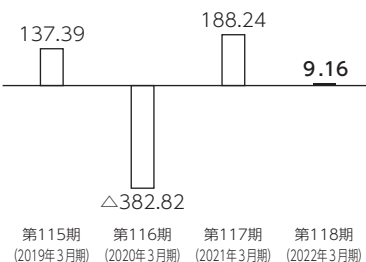
親会社株主に帰属する当期純損益 (単位：百万円)



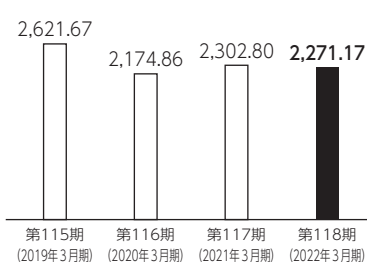
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純損益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



	第115期 (2019年3月期)	第116期 (2020年3月期)	第117期 (2021年3月期)	第118期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
受注高 (百万円)	23,644	26,702	23,959	15,569
売上高 (百万円)	18,296	21,035	25,166	22,662
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	589	△1,641	807	39
1株当たり当期純損益 (円)	137円39銭	△382円82銭	188円24銭	9円16銭
総資産 (百万円)	23,137	22,211	22,089	21,752
純資産 (百万円)	11,243	9,327	9,875	9,740
1株当たり純資産額 (円)	2,621円67銭	2,174円86銭	2,302円80銭	2,271円17銭

(注) 1. 1株当たり当期純損益は、自己株式を控除した期中平均の発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 第117期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第116期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定を反映させております。
 3. 第118期より当社の連結子会社である株式会社水機テクノスの退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。そのため、第117期に係る各数値については、遡及適用後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する議決権比率 (%)	当社との関係
東レ株式会社	147,873	51.2	水処理用機械・機器等に使用する原材料の購入 水処理機械等の製品の提供・販売

(注) 商品の購入等については、市場での実勢を勘案して、価格及び取引条件が他の取引条件と同等水準となるよう検討し、決定しております。また、製品の販売等については、市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議により決定しております。当社取締役会は、このような取引条件を把握し、その適切性・妥当性を確認した結果、当社の利益を損ねるものではないと判断しております。当社は、親会社との間で「グループ経営に関する契約書」を締結しております。当該契約は、グループ経営理念の共有とグループガバナンス並びにリスク管理等の在り方を取り決める内容となっております。なお、いずれの取り決めにおいても一般株主の利益に配慮する内容が盛り込まれており、当社の親会社からの一定の独立性は確保されていると判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社水機テクノス	80	100	水処理装置・機械の点検、修理 水処理施設の運転・維持管理
山田設備機工株式会社	20	100	水処理機械設備の製造

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は2社であり、持分法適用会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は226億62百万円（前期比10.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は39百万円（前期比95.1%減）となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しとしましては、国内景気は、感染症の周期的な増大や物価上昇等による下振れリスクを抱え、先行きを見通すことが困難な状況で推移しております。

上下水道分野におきましては、今後も水道インフラへの更新投資需要は変わらず推移すると予測される中で、顧客の設備更新においては多様な発注形態の検討が進み、その変化により厳しい市場環境となる見通しです。また、民間の水処理分野におきましては、コロナ禍における企業収益の先行き不透明感が設備投資意欲の回復を妨げており、回復までに依然時間を要する見通しです。

当社グループでは、グループ全体の取組として、企業理念とビジョンの浸透を通じて、従業員一人ひとりの意識向上およびガバナンス体制の充実化を図って参ります。更にグループ経営の総合力強化のため、営業、技術、生産、管理等の機能において組織の全体最適化を図る施策を実行いたします。また、資格不正事案の再発防止に関する取り組みの継続(*)及び安全・品質保証に関する独立組織の設置を行い、社会から信頼される会社を目指します。

*再発防止に関する取り組み内容につきましては、「第118回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」ご参照ください。

事業別の課題に関しては以下の通りとなります。

事業区分	課題
上下水道事業	中期経営課題（「(1)当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」ご参照）として掲げている実行中の諸課題に取り組むとともに、浄水場老朽化更新投資需要の取り込みに向けた積極的な営業活動を行う他、新製品開発や営業基盤強化を行って参ります。
環境事業	増加する引き合い案件を確実に新規顧客へ繋げ、顧客層の拡大を実現するとともに、メンテナンス案件対応強化のための事業基盤拡大を実行して参ります。
機器事業	災害時の応急対策用途としての小型造水機及び新規改良製品について代理店等を活用し推進し拡販に努めて参ります。
海外事業	持分法適用関連会社であるSuido Kiko Middle East Co.,Ltd.(以下、SKME社)の銀行与信枠に基づく銀行保証等に対する債務保証を含むリスク低減に向けて、SKME社の経営管理を強化し、損失極小化に取り組んで参ります。

当社グループといたしましては、中期経営課題における実行施策を着実に推進し、競争力強化に努めるとともに、コンプライアンス及びガバナンス体制強化を図ることで企業価値の回復、向上を図って参ります。新たな企業理念制定とその浸透活動を通じて、社会との関係の重要性を認識し、この企業理念を当社グループの役員及び従業員全員が共有することにより、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーの信頼回復に努めて参る所存でございます。

引き続き株主の皆様におかれましては、ご理解並びにご支援をいただきますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの主要な事業は水処理事業であり、水処理機械、水処理用機器類の製造、販売を主な内容として、これらに附帯する保守点検、工事、運転・維持管理等の事業活動を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
支店	東北（宮城県仙台市）、東京（東京都世田谷区）、 名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪府吹田市）、 広島（広島県広島市）、九州（福岡県福岡市）
事業所	滋賀（滋賀県大津市）
工場	厚木（神奈川県愛甲郡）

② 子会社

株式会社水機テクノス	本社	東京都世田谷区
山田設備機工株式会社	本社	青森県八戸市

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
上下水道事業	485 (307) 名	30 (△5) 名
環境事業	16 (4) 名	△2 (△1) 名
機器事業	19 (4) 名	－ (－) 名
その他の事業	－ (－) 名	－ (－) 名
全社 (共通)	40 (7) 名	3 (－) 名
合 計	560 (322) 名	31 (△6) 名

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（顧問・嘱託・契約社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 前連結会計年度末時点における事業区分等見直し後の従業員数をもとに、前連結会計年度末比増減を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
229 (57) 名	14名増 (3名増)	43.3歳	14.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（顧問・嘱託・契約社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(持分法による投資損失並びに債務保証損失引当金繰入額の概要)

当社は、持分法適用関連会社である在サウジアラビア国のSuido Kiko Middle East Co.,Ltd. (以下、SKME社、当社出資比率49%) が締結する工事請負契約に関し、現地金融機関が発行する銀行保証等に対して債務保証を行っております。

2021年度SKME社業績は、施工中の工事案件にかかる工事費の高騰・追加コストの発生に加え、顧客からの工事代金回収長期化に伴う貸倒引当金追加繰入の発生等により財務状況が悪化し、当連結会計年度において債務超過となりました。

当社による上記債務保証は、SKME社が現地銀行と契約した銀行与信枠に基づき発行される銀行保証等に対して行っているものであり、2022年3月期末時点における未引当の債務保証額は、22億53百万円となります。

合併企業に関して出資者が行う債務保証は、出資比率に応じ負担することが一般的ではありますが、2019年以降、SKME社に51%を出資する現地パートナー（以下、現地パートナー）の財務状況が悪化する中、工事案件の完工上、上記与信枠の維持は、SKME社にとり必須であり、上記与信枠の維持には確実性のある債務保証が条件であることから、株主間で合意のもとで、当社は、現地パートナー分も含め全額について債務保証を行って参りました。

上記の状況を踏まえ、当社は、債務超過額8億70百万円全額を当社負担として、2022年3月期連結及び個別決算にて、それぞれ持分法による投資損失、債務保証損失引当金繰入額として、営業外費用に計上いたしました。

当社債務保証の継続により、SKME社が抱える工事案件の完工・引き渡しは順次進んでおります。また、現在存続中の工事案件につきましても、今後工事進捗に応じた債務保証の減額及び現地パートナーに対し出資比率に見合った負担要請を行うとともに、工事案件の工程遅延等に起因する不測のリスクを回避し、顧客からの債権回収を進めることで、リスクの極小化のための管理強化を図るとともに、サウジアラビア事業からの撤退を含む様々なリスク低減策を検討し、取り組んで参ります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 6,000,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 4,295,968株 |
| ③ 株主数 | 1,327名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
東レ株式会社	2,191千株	51.1%
水道機工共栄会	161	3.8
MSIP CLIENT SECURITIES	148	3.5
株式会社データベース	120	2.8
光通信株式会社	119	2.8
株式会社電業社機械製作所	93	2.2
株式会社みずほ銀行	80	1.9
株式会社品川鐵工場	68	1.6
横手産業株式会社	54	1.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	45	1.1

(注) 持株比率は自己株式 (7,370株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役の様況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	古川 徹	CEO兼COO 管理・コンプライアンス部門担当 株式会社水機テクノス代表取締役社長
常務取締役	丸山広記	プラント事業担当、O&M事業担当 株式会社水機テクノス取締役(非常勤)
取締役	石井克昌	総合企画部長、SKME 担当
取締役	柴田宗孝	機器事業担当、環境事業担当、 海外事業部 SKVN担当
取締役	上村順一	日本テクノ株式会社顧問
取締役(常勤監査等委員)	齋藤敏仁	
取締役(監査等委員)	千田一夫	
取締役(監査等委員)	重松 直	

- (注) 1. 取締役上村順一氏、取締役(監査等委員)千田一夫氏及び取締役(監査等委員)重松直氏は、社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役及び取締役(監査等委員)の異動は次のとおりであります。
・2021年6月29日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって、取締役角川政信氏は任期満了により退任致しました。
3. 取締役(常勤監査等委員)齋藤敏仁氏は、長年にわたり事業会社において財務ならびに内部監査業務を歴任された経験から、財務及び会計ならびに内部統制に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)千田一夫氏は、長年にわたり銀行業務を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査監督機能を強化するために齋藤敏仁氏を、常勤の監査等委員として選任しております。
6. 当社は、取締役上村順一氏、取締役(監査等委員)千田一夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス

氏名		独立性	企業 経営	営業	設計 施工	財務 会計	人事労務 /法務・コン プライアンス	システム
取締 役	古川 徹	－	○	○	○	－	－	－
	丸山 広記	－	○	○	－	－	－	－
	石井 克昌	－	○	－	－	－	○	－
	柴田 宗孝	－	○	－	○	－	－	－
	上村 順一	○	○	○	－	－	－	－
監査 等 委員	齋藤 敏仁	－	－	－	－	○	○	－
	千田 一夫	○	○	－	－	○	－	－
	重松 直	－	○	－	－	－	－	○

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役上村順一氏、取締役（監査等委員）齋藤敏仁氏、取締役（監査等委員）千田一夫氏、取締役（監査等委員）重松直氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、決議内容につき各監査等委員への説明を十分に行い、意見を反映したうえで、決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや社外取締役が過半を占める監査等委員会からの意見が反映されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社は、非金銭報酬による報酬はございません。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりとなります。

a. 基本方針

当社は、グループの中長期的な企業価値向上と持続的成長に繋げるべく、役員報酬制度を構築し、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、株主総会により決議された報酬総枠の限度額を上限に、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与、在任期間中における功績に対する報酬としての役員退職慰労金により構成し、監査・監督機能を担う社外取締役ならびに取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

また、業務執行を担う取締役の各報酬の額ならびに配分については、ガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を踏まえ適宜見直しを図るものとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬による現金支給とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案した原案をガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を最大限尊重した上で決定するものとする。

c. 業績連動報酬ならびに役員退職慰労金の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬としての賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績結果を反映した現金報酬とする。目標となる業績指標とその値は、予算策定時に全社ならびに事業ごとに設定された値（営業利益）とし、その達成度ならびに過去実績を考慮し、各取締役の業績貢献度合いに応じて決定し、毎年一定の時期に支給する。なお、事業環境の変化に応じて適宜ガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を最大限尊重し見直しを行うものとする。

役員退職慰労金は、取締役一律の支給基礎額に各役位別の在職年数を乗じて得た金額をもとに、在職中の功績に応じ評価を行い決定し、現金による支給とする。また、支給は株主総会の決議に基づき決定され、具体的な支給時期、金額等は取締役会へ一任されるものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会（次項の委任を受けた代表取締役社長）はガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を最大限尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分、役員退職慰労金の功績評価とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、ガバナンス委員会に諮問の上、同委員会からの答申を求めるものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該意見の内容を最大限尊重し、決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	102 (2)	72 (2)	14 (-)	15 (-)	6 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18 (6)	18 (6)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	120 (8)	90 (8)	14 (-)	15 (-)	9 (3)

- (注) 1. 無報酬の取締役 (監査等委員を除く) については、上記員数には含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第112回定時株主総会において、年額2億円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、5名となります。
4. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第112回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名となります。
5. 取締役の報酬等の総額には、2021年6月29日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く) 1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
6. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額 (取締役5名に対し15百万円) が含まれております。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2021年6月29日開催の第117回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し45百万円

二. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役が役員を兼任する親会社又は子会社等から、役員として受けた報酬等は該当がございません。

ホ. 業績連動報酬に関する事項

当社は、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の通り、業績連動報酬として取締役 (監査等委員を除く) に賞与を支給しております。業績指標としては、各事業ならびに一定期間の業績の予実比較が可能であることから、営業利益を採用しており、各事業における予算達成度及び過去実績を考慮し、賞与額を決定しております。各事業における営業利益の状況につきましては、「1. 企業集団の現況」 [(1) 当事業年度の事業の状況] 「① 事業の経過及び成果」に記載の通りとなります。

へ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長古川徹氏に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分、役員退職慰労金の功績評価の決定を委任しております。同氏は、事業全体を統括する立場にあるため個人別の報酬決定者として適任であると判断しております。なお、権限が適切に行使されるための措置につきましては、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の通りとなります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役上村順一氏は、日本テクノ株式会社の顧問であります。当社と同社の間には、人的・資金的・取引関係その他の利害関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分 氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 上村順一	当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回に出席し、経営経験並びに海外事業における豊富な知識と見識をもとに、取締役会において公正かつ独立的な見地から積極的に意見を述べております。特に、コーポレートガバナンスコード改訂時の議論における意見提言や海外事業に対する助言を行うなど、当社取締役会における意思決定の妥当性、適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における諮問に対し、客観的・中立的立場で答申検討に関与いたしました。
取締役（監査等委員） 千田一夫	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また監査等委員会16回の全てにそれぞれ出席し、経営経験並びに長年にわたる銀行業務への従事経験をもとに公正かつ独立的な見地から、コーポレートガバナンスコード改訂時の議論において意見提言を行うなど、取締役会及び監査等委員会における適法性、妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、ガバナンス委員会委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における諮問に対し、客観的・中立的立場で答申検討並びに取り纏めに関与いたしました。
取締役（監査等委員） 重松 直	当事業年度に開催された取締役会19回のうち13回に、また監査等委員会16回のうち13回にそれぞれ出席し、経営全般における幅広い知識と見識をもとに公正かつ独立的な見地から、コーポレートガバナンスコード改訂時の議論において意見提言を行うなど、取締役会及び監査等委員会における適法性、妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、取締役（監査等委員）全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止の処分

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	16,981
現金及び預金	5,495
受取手形、売掛金及び契約資産	10,085
商品及び製品	6
仕掛品	82
原材料	376
その他	1,754
貸倒引当金	△818
固定資産	4,770
有形固定資産	2,079
建物及び構築物	988
機械装置及び運搬具	122
土地	850
その他	118
無形固定資産	131
投資その他の資産	2,559
投資有価証券	982
繰延税金資産	1,451
その他	126
貸倒引当金	△0
資産合計	21,752

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,469
支払手形及び買掛金	3,313
電子記録債務	1,435
未払法人税等	275
契約負債	1,204
受注損失引当金	282
賞与引当金	628
その他	1,329
固定負債	3,543
役員退職慰労引当金	113
持分法適用に伴う負債	870
退職給付に係る負債	2,536
繰延税金負債	0
その他	22
負債合計	12,012
純資産の部	
株主資本	9,526
資本金	1,947
資本剰余金	1,537
利益剰余金	6,051
自己株式	△9
その他の包括利益累計額	213
その他有価証券評価差額金	220
為替換算調整勘定	3
退職給付に係る調整累計額	△10
純資産合計	9,740
負債・純資産合計	21,752

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	22,662
売上原価	18,315
売上総利益	4,346
販売費及び一般管理費	3,276
営業利益	1,070
営業外収益	31
受取利息	0
受取配当金	18
その他	12
営業外費用	938
支払利息	3
支払保証料	24
為替差損	27
持分法による投資損失	872
その他	9
経常利益	163
税金等調整前当期純利益	163
法人税、住民税及び事業税	399
法人税等調整額	△274
当期純利益	39
親会社株主に帰属する当期純利益	39

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	13,494
現金及び預金	4,511
受取手形	449
電子記録債権	260
売掛金及び契約資産	6,852
商品及び製品	5
仕掛品	29
原材料	373
前渡金	49
前払費用	101
短期貸付金	553
その他	1,123
貸倒引当金	△817
固定資産	4,677
有形固定資産	1,996
建物	945
構築物	22
機械及び装置	114
車両運搬具	0
工具器具及び備品	84
土地	817
建設仮勘定	0
その他	11
無形固定資産	86
ソフトウェア	50
その他	36
投資その他の資産	2,594
投資有価証券	538
関係会社株式	592
関係会社出資金	258
繰延税金資産	1,172
その他	32
資産合計	18,172

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,309
支払手形	267
電子記録債務	1,133
買掛金	2,138
リース債務	1
未払金	53
未払費用	533
未払法人税等	244
未払消費税等	92
契約負債	967
預り金	369
受注損失引当金	211
賞与引当金	286
前受収益	2
その他	7
固定負債	3,178
リース債務	10
債務保証損失引当金	870
退職給付引当金	2,231
役員退職慰労引当金	65
負債合計	9,488
純資産の部	
株主資本	8,472
資本金	1,947
資本剰余金	1,537
資本準備金	1,537
利益剰余金	4,997
利益準備金	153
その他利益剰余金	4,844
別途積立金	1,050
繰越利益剰余金	3,794
自己株式	△9
評価・換算差額等	211
その他有価証券評価差額金	211
純資産合計	8,683
負債・純資産合計	18,172

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	14,739
売上原価	11,663
売上総利益	3,075
販売費及び一般管理費	2,165
営業利益	910
営業外収益	116
受取利息	0
有価証券利息	0
受取配当金	86
受取家賃	26
その他	2
営業外費用	935
支払利息	3
支払保証料	24
為替差損	27
債務保証損失引当金繰入額	870
その他	8
経常利益	92
税引前当期純利益	92
法人税、住民税及び事業税	229
法人税等調整額	△172
当期純利益	34

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

水道機工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 磯貝 剛 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉持直樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、水道機工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、水道機工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

水道機工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 磯貝 剛 ㊟指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉持直樹 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、水道機工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室並びに内部統制関係部署と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果等の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、会計監査人が行う主要な事業所と施工現場の往査に立会い、その職務の執行状況を確認いたしました。併せて期中において会計監査人が監査上注意を払った事項についてコミュニケーションを図りました。これらの事項は特別な検討を必要とするリスクや、見積の不確実性が高い領域を含みます。会計監査人が特に注意を払った監査上の主要な検討事項である関連会社の損失計上等の要否に関する判断の妥当性に関しては、会計上の見積もりを行うに当たって用いられた主要な監査上の対応に付いて会計監査人から詳細な説明を受けると共に意見交換を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

水道機工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 齋藤 敏仁 ㊟

監査等委員 千田 一夫 ㊟

監査等委員 重松 直 ㊟

(注) 監査等委員 千田一夫、重松直は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益配分を経営上の重要課題と認識しており、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めることを重視し、配当については安定配当の継続性を第一義としながらも業績及び諸指標を勘案して、株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績や財政状態及び経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、以下のとおり1株当たり55円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する事項及びその総額

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	55円
配当総額	235,872,890円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

●事業の目的に関する追加・変更

当社の事業の拡大・成長を推進していくにあたり、当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、定款第2条に定める事業目的を追加・変更・削除するものであります。

●株主総会資料に関する電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、下記事業を営むことを目的とする。 1.～10. (条文省略) <u>11.不動産の売買・交換・賃借・管理ならびに仲介</u> <u>12.損害保険代理業務</u> (新 設) 13.～14. (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、下記事業を営むことを目的とする。 1.～10. (現行どおり) (削 除) <u>11. 土木建設資材、農園芸資材の製造・販売</u> <u>12. 不動産の賃貸</u> 13.～14. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員を除く）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員を除く）5名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会における客観性、透明性確保のため、社外取締役1名を増員し、取締役（監査等委員を除く）6名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案に関しましては、当社のガバナンス委員会への諮問・答申を踏まえ決定しており、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	ふるかわ とおる 古川 徹	代表取締役社長 CEO兼COO 管理・コンプライアンス部門担当	再任
2	まるやま ひろき 丸山 広記	常務取締役 プラント事業担当 O&M事業担当	再任
3	しばた むねたか 柴田 宗孝	取締役 機器事業担当、環境事業担当 海外事業部 SKVN担当	再任
4	たかのす しげゆき 鷹栖 茂幸	常任理事 プラント事業部 副事業部長 西日本営業統括	新任
5	かみむら じゅんいち 上村 順一	取締役	再任 社外 独立
6	むらかみ えいじ 村上 英治	-	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ふるかわ とおる
古川 徹 (1962年12月21日生)

所有する当社の株式数……………2,000株
在任年数……………3年
取締役会出席状況……………19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1986年 4月	東レ株式会社入社	2020年 6月	当社代表取締役副社長海外事業担当、株式会社水機テクノス代表取締役社長(現任)
2012年 6月	トーレ・インダストリアル・マレーシア社取締役	2021年 6月	当社代表取締役社長 CEO 兼 COO、 管理・コンプライアンス部門担当(現任)
2016年 6月	東レ・プレジジョン株式会社代表取締役社長		
2019年 6月	当社代表取締役副社長環境事業担当		

[重要な兼職の状況]

株式会社水機テクノス代表取締役社長

取締役候補者とした理由

古川徹氏につきましては、東レ・プレジジョン株式会社における代表取締役社長としての経営経験に加え、技術・生産・エンジニアリング業務全般における豊富な経験と深い専門能力を有するとともに、2019年6月の当社代表取締役副社長就任以降、当社グループの経営を牽引し、国内外の事業含めグループ全体の客観的な経営の監督も遂行出来ていると評価し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まるやま ひろき
丸山 広記 (1963年3月11日生)

所有する当社の株式数……………2,400株
在任年数……………7年
取締役会出席状況……………19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1993年 1月	当社入社	2017年 6月	当社取締役プラント事業担当、O&M事業担当、株式会社水機テクノス取締役(現任)
2015年 6月	当社取締役プラント事業担当	2018年 6月	当社常務取締役プラント事業担当、O&M事業担当(現任)
2016年 6月	当社取締役プラント事業担当、株式会社水機テクノス取締役		

[重要な兼職の状況]

株式会社水機テクノス取締役

取締役候補者とした理由

丸山広記氏につきましては、当社における常務取締役及び取締役としての経営経験に加え、当社グループの基幹事業である浄水場建設の公共事業の営業分野において、豊富な経験と深い専門能力を有するとともに、卓越した実績を上げ、同分野における適切な業務遂行と客観的な経営の監督が遂行出来ていると評価し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

しば た むね たか
柴田 宗孝 (1961年6月21日生)

所有する当社の株式数……………2,100株
在任年数……………4年
取締役会出席状況……………19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1992年4月 当社入社
2018年6月 当社取締役機器事業担当、
環境事業担当
2019年6月 当社取締役機器事業担当、
環境事業部長

2020年6月 当社取締役機器事業担当、
環境事業担当、
海外事業部 SKVN担当 (現任)

取締役候補者とした理由

柴田宗孝氏につきましては、当社における取締役としての経営経験に加え、当社グループにおいて長年にわたり公共・民間および国内外の事業に幅広く携わり、豊富な経験・知識と深い専門能力を有するとともに、様々な経営判断や意思決定を適切に行って、客観的に経営の監督を遂行出来ていると評価し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

たかの す しげ ゆき
鷹栖 茂幸 (1967年5月1日生)

所有する当社の株式数……………1,200株
在任年数……………一年
取締役会出席状況……………-/-回

新任

[略歴、当社における地位及び担当]

1992年9月 当社入社
2004年10月 当社北陸支店長
2006年4月 当社福岡支店長
2016年3月 当社西日本統括兼九州支店長
兼南九州営業所長
2018年4月 理事 西日本営業統括兼九州支店長
兼南九州営業所長

2021年6月 当社常任理事
プラント事業部 副事業部長
西日本営業統括(現任)

取締役候補者とした理由

鷹栖茂幸氏につきましては、当社における常任理事・理事としての経営経験に加え、当社グループの基幹事業である浄水場建設の公共事業の営業分野において、長年に渡って第一線での優秀な実績があり、その営業活動で培った専門的な知見・見識は当社の主力事業の分野の経営を担当するに極めて相応しく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

かみむら じゅんいち
上村 順一 (1947年4月30日生)

所有する当社の株式数……………1株
在任年数……………2年
取締役会出席状況……………16/19回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1970年4月	東レ株式会社入社	2011年4月	株式会社アンジェロセック入社
2003年6月	東レ水処理メンテナンス株式会社理事	2018年4月	日本テクノ株式会社顧問(現任)
2005年3月	東レ株式会社復社	2020年6月	当社取締役(現任)
2009年4月	同社退社		
2009年5月	ユニコインターナショナル株式会社入社		

[重要な兼職の状況]

日本テクノ株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上村順一氏につきましては、ユニコインターナショナル株式会社等における海外事業経験に加えて、東レ水処理メンテナンス株式会社において理事を経験している他、現在、日本テクノ株式会社の顧問を務めており、幅広い経営経験を通じた経営全般における豊富な知識と見識をもとに監督、助言等が行われることが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が選任された場合は、引き続きガバナンス委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

6

むら かみ えい じ
村上 英治 (1959年7月18日生)

所有する当社の株式数……………一株
在任年数……………一年
取締役会出席状況……………-/-回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1982年 4月	東洋信託銀行株式会社(現 三菱UFJ 信託銀行株式会社)入社	2012年12月	同社運用審査部長
2005年10月	MU投資顧問株式会社 事務管理部長(出向)	2016年 4月	同社資産運用部長
		2018年 2月	同社融資部長
2010年4月	株式会社かんぽ生命保険 運用企画部担当部長	2022年 4月	一般財団法人郵政福祉 資金運用部長 (現任)

社外

独立

【重要な兼職の状況】

一般財団法人郵政福祉 資金運用部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村上英治氏につきましては、東洋信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)において銀行業務への従事経験がある他、三菱UFJ銀行系のMU投資顧問株式会社で法務・コンプライアンス部長を、株式会社かんぽ生命保険で運用審査部長を歴任する等、財務会計及び法務・コンプライアンス、投資・運用に係る豊富な業務従事経験をもとに独立的かつ客観的な見方で監督、助言等が行われることが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、これまで会社の経営に関与した経験は有していませんが、上記選任理由の観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。なお、同氏が選任された場合は、ガバナンス委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古川徹氏は、1986年4月から2012年6月に至るまで当社の親会社である東レ株式会社において使用人の地位に、2012年6月から2016年6月に至るまで東レ株式会社の子会社であるトーレ・インダストリアル・マレーシア社において取締役の地位に、2016年6月から2019年6月に至るまで東レ株式会社の子会社である東レ・プレジジョン株式会社において代表取締役社長の地位にありました。
3. 上村順一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 上村順一氏は社外取締役候補者であります。同氏は、日本テクノ株式会社の顧問であります。当社と同社の間には、人的・資金的・取引関係その他の利害関係はありません。
5. 当社は、上村順一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
6. 上村順一氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き、独立役員とする予定です。
7. 村上英治氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、一般財団法人郵政福祉 資金運用部長であります。当社と同社の間には、人的・資金的・取引関係その他の利害関係はありません。
8. 村上英治氏が取締役選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を当社と締結する予定です。
9. 当社は、村上英治氏が社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	さいとう としひと 齋藤 敏仁	取締役 常勤監査等委員	再任
2	ちだ かずお 千田 一夫	取締役 監査等委員	再任 社外 独立
3	しげまつ なおし 重松 直	取締役 監査等委員	再任 社外

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さいとう としひと
齋藤 敏仁 (1956年3月2日生)

所有する当社の株式数……………一株
在任年数……………2年
取締役会出席状況……………19/19回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1978年4月	デュポンファーイースト日本支社 (現 デュポン株式会社)入社	2002年4月	同社リジョナルシア内部監査人
1993年1月	デュポンアジアパシフィック社 繊維事業部 財務担当部長	2016年6月	東レデュポン株式会社常勤監査役
1997年4月	同社エレクトロニクス事業部 財務担当部長	2018年6月	東レ株式会社監査部常勤嘱託
		2020年6月	当社取締役(常勤監査等委員) (現任)

取締役(監査等委員)候補者とした理由

齋藤敏仁氏につきましては、デュポンファーイースト日本支社(現 デュポン株式会社)において財務および内部監査に係る豊富な知識と経験に加え、東レデュポン株式会社で常勤監査役、東レ株式会社で監査部常勤嘱託を務め、これらの知識・経験等を当社の監査業務に活かすべく、取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ちだ かずお
千田 一夫 (1948年9月6日生)

所有する当社の株式数……………一株
在任年数……………6年
取締役会出席状況……………19/19回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1967年4月	株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行	2006年6月	同社監査役
1998年2月	同行新松戸支店長	2009年6月	当社監査役
2002年4月	矢野新商事株式会社 執行役員 経理部長	2010年2月	株式会社ティムコ社外監査役
2003年4月	同社取締役経理部長	2016年2月	同社社外取締役
2006年4月	みずほスタッフ株式会社顧問	2016年6月	当社社外取締役(監査等委員) (現任)

社外取締役(監査等委員)候補者とした理由及び期待される役割の概要

千田一夫氏につきましては、矢野新商事株式会社における豊富な経営経験に加え、株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)における銀行業務への従事経験や、みずほスタッフ株式会社で顧問・監査役、株式会社ティムコで社外監査役・社外取締役を務める等、財務会計及び監査業務の豊富な知識・経験等を当社の監査業務に活かすことが期待されるため、社外取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。なお、同氏が選任された場合は、引き続きガバナンス委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

3

しげまつ なおし
重松 直 (1946年7月29日生)

所有する当社の株式数……………一株
在任年数……………6年
取締役会出席状況……………13/19回

再任

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

1969年4月	東レ株式会社入社	2015年4月	KPMGコンサルティング 株式会社顧問
2002年6月	同社情報システム部門長 兼情報調査室長	2016年6月	当社社外取締役(監査等委員) (現任)
2009年6月	同社常任理事(システム) 情報システム部門長、株式会社東レ システムセンター代表取締役会長		
2011年6月	株式会社東レシステムセンター 相談役		
2013年7月	同社囑託(非常勤)		
2015年3月	同社退社		

社外取締役(監査等委員)候補者とした理由及び期待される役割の概要

重松直氏につきましては、東レ株式会社、株式会社東レシステムセンターにおける経営経験ならびに情報システム分野での業務従事経験に加え、KPMGコンサルティング株式会社で顧問を務め、これらの知識・経験等を当社の監査業務に活かすことが期待されるため、社外取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、齋藤敏仁氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 齋藤敏仁氏は、当社の親会社である東レ株式会社において、同社の業務執行者として、2018年6月から2020年6月まで、同社監査部所属の使用人の地位にありました。
4. 千田一夫氏は、社外取締役(監査等委員)候補者であります。
5. 千田一夫氏は、現在当社の社外取締役(監査等委員)であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、千田一夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏が社外取締役(監査等委員)に就任した場合には、引き続き、独立役員の届出を継続する予定であります。
7. 重松直氏は、社外取締役(監査等委員)候補者であります。
8. 重松直氏は、現在当社の社外取締役(監査等委員)であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 重松直氏は、当社の親会社である東レ株式会社の子会社である株式会社東レシステムセンターにおいて、同社の業務執行者として、2011年6月から2013年7月に至るまで相談役の地位に、また同社の業務執行者として、2013年7月から2015年3月に至るまで囑託(非常勤)の地位にありました。

※ご参考

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、当社が取締役として期待する分野(スキルマトリックス)は、以下のとおりであります。

	氏名	独立性	企業 経営	営業	設計 施工	財務 会計	人事労務 /法務・ コンプライア ンス	システム
取締役	古川 徹	-	○	○	○	-	-	-
	丸山 広記	-	○	○	-	-	-	-
	柴田 宗孝	-	○	-	○	-	-	-
	鷹栖 茂幸	-	○	○	-	-	-	-
	上村 順一	○	○	○	-	-	-	-
	村上 英治	○	-	-	-	○	○	-
監査等委員	齋藤 敏仁	-	-	-	-	○	○	-
	千田 一夫	○	○	-	-	○	-	-
	重松 直	-	○	-	-	-	-	○

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

すぎえ
杉江りょう
涼 (1976年4月26日生)

所有する当社の株式数……………株

在任年数……………一年

取締役会出席状況……………-/ー回

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

2001年4月 味の素株式会社入社
2009年1月 監査法人トーマツ東京事務所入所
2010年8月 公認会計士登録(現任)
2011年5月 杉江涼公認会計士事務所所長(現任)

【重要な兼職の状況】

杉江涼公認会計士事務所所長

補欠の社外取締役(監査等委員)候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉江涼氏につきましては、監査法人トーマツ東京事務所に所属し、法定監査に従事した経験から、企業会計ならびに監査全般に関する幅広い知識と見識を有しており、社外取締役(監査等委員)として職務を適切に遂行できると期待されるため、選任するものであります。なお、同氏はこれまで会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記選任理由の観点から社外取締役(監査等委員)としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

社外 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 杉江涼氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉江涼氏は、補欠の社外取締役(監査等委員)候補者であります。
3. 杉江涼氏が、社外取締役(監査等委員)に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、杉江涼氏が社外取締役(監査等委員)に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第112回定時株主総会において、年額2億円以内（但し、使用人分給与は含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、ガバナンス委員会の答申を踏まえて取締役会において決定することといたします。

なお、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役以外の取締役）は現在4名ですが、本株主総会で第3号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく4名となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年20,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役が割当てする譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2021年2月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告19～20ページに記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針につきまして本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額30百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年20,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.46%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

第7号議案

取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

当社の役員報酬制度の見直しを行い、第6号議案「取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を廃止することにつき、ご承認をお願いいたします。これに伴い、取締役4名に対し、これまでの労に報いるため、本株主総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

その具体的な金額、方法等の決定については、取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、支給の時期につきましては、各人の退任時といたしたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
ふるかわ とおる 古川 徹	2019年 6月 代表取締役副社長 2021年 6月 代表取締役社長 (現任)
まるやま ひろき 丸山 広記	2015年 6月 取締役 2018年 6月 常務取締役 (現任)
いし い よしまさ 石井 克昌	2015年6月 取締役 (現任)
しば た むねたか 柴田 宗孝	2018年 6月 取締役 (現任)

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

トピックス

デザイン・ビルド方式による宮崎市・下北方浄水場新系浄水施設整備事業が完成しました。

2021年12月22日、下北方浄水場新系浄水施設整備事業の完成記念式典が開催されました。本事業は、当社を代表企業とする水道機工グループ（構成員：日本国土開発(株)、(株)戸敷開発、原田建設(株)、シンフォニアテクノロジー(株)、日本水工設計(株)）が請負い、浄水能力60,000m³/日の浄水施設の更新・耐震化を行いました。

発注にあたっては、凝集沈澱+急速ろ過方式の浄水場としては九州地方で初となる設計・施工一括方式（デザイン・ビルド方式）が採用され、民間企業の有する技術力やノウハウ、創意工夫を設計段階から反映し、より良い施設建設へとつなぐことを可能としました。

当社はこれからも、パイオニア精神で、お客様やパートナーと感動を共有できるプロ集団を目指してまいります。



農業資材の販売を開始しました。

当社はこのたび、農業資材『健土重来（けんどちょうらい）』の販売を開始しました。本製品は、良質な有機原料を発酵・熟成させた肥料効果のある土壌改良剤です。

当社は大正13年の創業以来、水処理エンジニアリング会社として全国の安全・安心な水の供給に貢献してきましたが、これまで築き上げてきた信頼の技術で、今後は豊かな土づくりに資する製品の製造・販売にも尽力することで、社会に貢献してまいります。

※「健土重来」は、一度力をなくした後に、再び勢いを盛り返す「捲土重来」のように、活力の落ちた土壌を再生させたいと願って作った言葉です。



民間工場向け水処理設備のウェブサイトを開設しました。

近年、SDGsへの関心の高まりもあり、民間工場で環境負荷低減のために水処理設備の見直しを行うケースが増えています。このような民間工場の皆様に、当社がこれまでに培ってきた用水処理、廃水処理、廃水再利用の情報をお届けするため、民間工場向け水処理設備に特化した専用ウェブサイトを2021年10月末に公開いたしました。

今後、新たな情報を順次掲載する予定ですので、ぜひ定期的にご閲覧ください。

民間工場向けサイト
<https://mizushori.com>



社会貢献活動

2021年度に策定した新企業理念・ビジョンに沿って、本社近隣にて社会貢献活動を展開。今後も水道機工グループは地域の皆様に更に愛される企業を目指します。



駅前の清掃活動



横断歩道の歩行者保護

第118回 定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
水道機工株式会社 本社7階会議室



交通機関のご案内

- 電車：小田急小田原線千歳船橋駅（各駅停車または準急をご利用ください）下車 徒歩約5分
- バス：東急田園都市線用賀駅より東急バス（祖師ヶ谷大蔵駅行）千歳船橋下車 徒歩約5分
- バス：京王線千歳烏山駅より京王バス（千歳船橋駅行）終点下車 徒歩約3分

★お願い★ 駐車設備が充分ではありませんので、なるべく電車またはバスをご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。